

まんすりー 全旅連情報

2008.2

Vol. 156

全国旅館生活衛生同業組合連合会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5全国旅館会館4階

発行日・平成20年2月1日(毎月1回発行)定価150円(税込み)/発行人・清澤正人
☎03(3263)4428 ☎03(3263)9789 ·宿ネット <http://www.yadonet.ne.jp/>

「観光庁」新設…1 今後の観光政策…2 中小企業施策…4 テロ防止対策…6 商社制度統合…7 ビジネスマodel…8 コラムほか…9 翻訳ソフト/行動計画…10 人に優しい…12 鹿児島県情報…13 旅券掲示…14

今月の主な内容

「観光庁」の創設決まる

冬柴大臣が増田総務相と折衝、正式決定…1



冬柴大臣が増田総務相と
会議開催へ合意

国交省、中小企業庁、厚労省が会議に出席…2・4・6



開拓制度を発表 4月1日から
スタート…7

ビジネスモデルの構築 兵庫県の3施設
を視察…8

助かる携帯翻訳ソフト

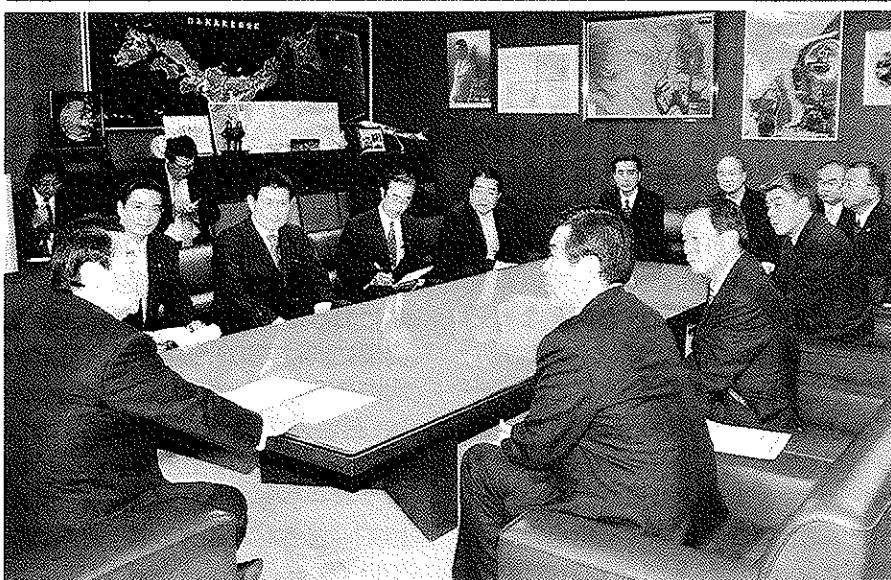
外国人観光客の接遇に便利…10



由翻
やな文
れる機
能はあ
りがた
い

政府が「観光庁」新設を決める

国交省の08年度予算要求等も閣議決定



本年10月の設置を目指す

関連法案を通常国会に提出

観光関連予算内示は42.7億円

政府は12月19日、観光立国を推進するための行政機関として、国土交通省が要望している「観光庁」について、2008年10月の創設を認めた。冬柴鐵三・国交相が増田寛也・総務相と折衝し、正式決定したもの。また、政府は同24日、国交省の08年度予算要求と組織・定員要求で、観光振興の担当部署を統合した「観光庁」の新設を求める予算案を閣議決定した。このあと、関係法案を通常国会に提出、本年10月の設置を目指す。

これまで、観光行政は国交省総合政策局内で行われていたが、これが成立すれば、独立した観光行政機関



▲全旅連は12月17日、国土交通省に冬柴国交相を訪ね、関係する議員らと観光庁の設立を要望した

ができることになる。海上保安庁や気象庁と同様に国交省の外局として設置され、諸外国との観光の窓口となるほか、観光立国推進計画の推進で中心的な機能を果たす。

新設される観光庁は、国交省の総合政策局内の観光政策課や観光事業

課など6課を統合し、3部6課体制となる。長官ポストは大臣に準じた局長より一段上の位置づけで、海上保安庁長官などと並ぶ次官級となる。また、部長以外に3人の参事官が置かれ、創設時の人員も現在の80人から110人と増える見通しだ。

国交省における観光関連の平成20年度予算内示は42.7億円で、前年度分の1億5000万円増となった。国交省全体の予算が前年比3%減となっており、対前年に比べてプラスとなっているのは、相当の配慮だという。

内訳をみると、新規事業として要求していた「国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業」に2億8000万円が認められた。同事業は内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上の行程で回遊できる地域観光圏および各観光地を広域的にネットワーク化した長期滞在が可能な広域観光圏の形成のための取組みを支援していくもの。また、同じく新規施策となった旅館業などの新たなビジネスモデル構築を実証する「観光産業イノベーション促進事業」には2000万円が認められた。

一方外客誘致では単に訪日を促した初段階からリピーター化を促進する「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進」には30億3000万円、「国際会議の開催・誘致の推進」に3億7000万円が計上された。



▲各都道府県から青年部の代表者が出席し受講した

どうなるこれからの観光政策

〈観光の位置づけと今後の展開〉

国土交通省総合政策局の花角観光事業課長が語る



観光政策について語る花角氏

〔第1回〕

「最近の観光政策の動向」

全旅連青年部(永山久徳部長)は昨年12月12日、都道府県会館でセミナーを開いた。第一部は観光政策探査委員会による「最近の観光政策の動向について」、第二部は全旅連金融特別委員会による「青年部に聞かせたい! 崖っぷちの経営再建」=『まんすりー』1月号に詳細に掲載。

第一部の「最近の観光政策について」では、国土交通省の総合政策局の花角英世観光事業課長が、国家戦略における観光の位置づけと観光立国実現に向けての今後の展開について次のように語った(『まんすりー』では「最近の観光政策の動向」と「地域・旅行市場の活性化と観光産業のイノベーション」について2回に分けて「どうなる観光政策」を掲載していく)。

観光立国で「観光事業者」に主体性求める

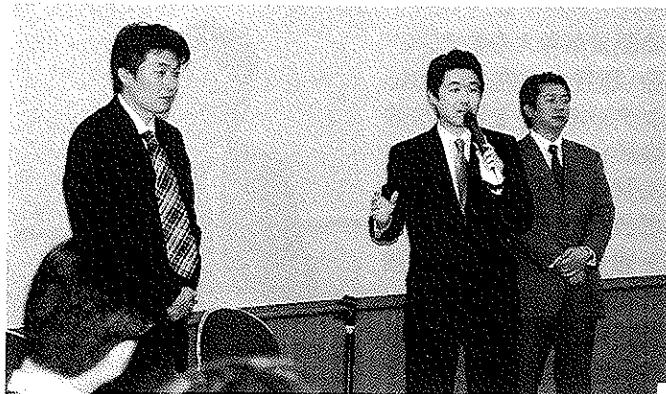
◇観光行政をめぐる主な最近の動きとしては、平成15年1月31日の

小泉総理が施政方針演説で「2010年に訪日外国人旅行者を倍増の1千万人に」と発言したこと、また、4月1日からビジット・ジャパン・キャンペーンの開始が挙げられる。そのあと、平成18年12月13日に議員立法による観光立国推進法が全会一致で成立し、そして、19年6月29日に観光立国推進基本計画が閣議決定されるなど、こうした観光立国の推進では小泉、安倍、福田の3代の総理を通して重要な政策として捕らえられているものだ。

◇観光立国推進基本法には「関係者の責務」というものがあり、国、地方公共団体、住民がそれぞれやるべきことを示しているが、そこには、「観光事業者」という行(くだり)もあり観光立国の実現に主体的に取組むよう努めることとしている。

◇政府における観光立国の推進体制は国交省の中の総合政策局の観光部門で行われているものであるが、観光行政はほとんどの行政と関係しているものだ。道路や鉄道といった国交省の行政のみに止まらず、法務省(出入国審査体制の充実等)、外務省(在外公館を通じた広報、査証の見直し等)、文部科学省(文化財の保全・活用、文化の振興、留学生交流、教育旅行等)、厚生労働省(労働者の休暇の取得促進、旅館の環境衛生の管理等)、農林水産省(都市と農山漁村の共生・対流、農山漁村の社会資本整備等)、経済産業省(サービス産業の創出、コンテンツ産業の育成、産業観光等)、環境省(国立公園、世界自然遺産の保全、エコツーリズム等)など多くの省庁と関係してくるで、観光立国についてはオール霞ヶ関で取組んでいくという体制が出来上がっている。

◇「観光庁」については、国交省が観光庁の新設を含めた予算要求、また、同時に国交省の組織の変更(定



▲「これからは観光庁との接し方も勉強していきたい」と語る青年部の伊丹一茂副部長(政策担当)。左は観光政策探求委員会の山本貴紀委員長。右は同委員会の横手誠二委員



員等)についての要求も行っているが、これは、12月20日には財務省から政府の予算案が示されて、12月24日には閣議決定される見通しとなっている。そして、1月の通常国会で予算が年度内に成立するという流れになっているものだ。

観光庁の創設については、観光立国ということの重要性から設置が認められていくものと理解している。人口の減少が進む中で、観光という形で外部の人を受け入れることでわが国の経済や社会を活性化していく必要があるためだ。こうした国際的な交流のほか、国内観光の促進が地方の経済的・社会的活性化に極めて重要な点なども理解されている。

基本計画の5つの数値目標とは

◇観光立国推進基本計画は5つの数値目標を定めている。それは①訪日外国人旅行者数を平成22年までに1000万人にし、将来的には日本人の海外旅行者数を同程度にする②日本人の海外旅行者数を平成22年までに2000万人にする③国内における観光消費額を平成22年度までに30兆円にする④日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までに年間4泊にする⑤わが国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすというもので、計画期間は5年間となっている。

◇主要な観光都市における日本のポジションについて述べると、同じ縮尺で並べてみると、例えばパリを中心とした場合、ヨーロッパは高密度にまとまっているが、東京を中心としたアジアは広く拡散している。

従ってヨーロッパの国々が統計上インバウンドの数が多いといえる。つまり、空間距離の短かさは有利だということだ。このため、アジアの場合でも、日・中・韓の3ヵ国の人の交流が数を得るために重要なポイントとなっている。インバウンドについては、19年の目標は800万人だが、恐らくこれは達成できるだろう。訪日外国人旅行者数の割合を見ると韓国、台湾、中国だけで6-7割を占めている。ちなみに台湾は、日本から台湾に行く人より、台湾から日本にくる人の方が多い。これは韓国の場合も同様になっていくものとみられている。

◇一方、アウトバウンドは2000年の1781万9000人が過去最高で、06年で1753万5000人、07年はほぼ横ばいか微減の状況になるとみられている。日本人の出国率(国民の数に対して海外に出て行った人の割合)は13%(G8で最低となっている)であるのに対して、イギリス、ドイツは100%に近い。フランス、イタリアでは50%を超えており、韓国では20%、台湾で33%となっている。ロシアで17%というから日本の場合、先進国の中では異常に低いといえる。こうした状況における深刻さは、そのアウトバウンドの年代別でも問題視されるところとなっている。この5年間で1番落ち込んでいるのは20代と30代の前半という若い世代である。逆に伸びているのは60前後の世代だ。なお、世界の主要国における出入国旅行者数国際ランキング(2004年)では日本はアウトバウンドで14位(アジアで第3位)、インバウンドで第30位(アジアで第7位)

となっている。

「国際相互理解」と「地域経済の活性化」

◇観光庁の新設については、21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題とされた観光立国の実現上で求められているものだ。それは「国際相互理解の増進」と「地域経済の活性化」の2つの大きな柱から成立つ。具体的には、諸外国に対しては、わが国が国を挙げて観光立国を推進することを発信するとともに、観光交流拡大に関する外国政府との交渉を効果的に行うことの必要性と、関係省庁に対しては、国土交通省が観光立国に関する数値目標の実現にリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行う必要性から、そして、地域・国民に対しては、政府が一体となって「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組むことを発信するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組みを強力に支援することの必要性から観光庁の新設は求められているものだ。

◇観光庁は国土交通省に新設し、観光立国を総合的かつ計画的に推進するというもの。観光庁の長官は、大臣に準じた、局長より一段上の位置づけで、長官をヘッドにリーダーシップを発揮することになる。そして、地方運輸局など現場に近い充実した地方組織を活用して観光振興の施策を的確に推進する。観光庁の組織・定員は、国土交通省内におけるスクラップ・アンド・ビルトによる(次号では「地域・旅行市場の活性化と観光のイノベーション」について掲載を予定)。

中小企業の生産性向上への取組みを創出

付加価値の創造・経営力の向上などを実施

「生産性向上プロジェクト」や「地方再生戦略」などの施策を

第4回正副会長会議(平成19年12月14日開催)では関係省庁からの報告も行われ、中小企業庁経営支援部創業連携推進課の刀禰正樹課長補佐(企画調整担当)が「中小企業生産性向上プロジェクト」や「地方再生戦略の概要」などについて説明した。

冒頭、刀禰氏は「中小企業庁の創業連携推進課は中小企業組合の制度を所管しているところ。製造業、小売商業、サービス業など各種業種に中小企業組合があるが、上部団体である全国中小企業団体中央会(全中)とは様々な活動を通して中小企業の活性化に努めている。今年(平成19年)は全中を通じて業界の皆さんとの声を聞く会を設けて情報の収集に努め、国の打ち出す政策に反映しているが、それらの政策については何が自分たちにとって使えるのかよく分からないという声も届いている。中小企業庁としては、積極的に取り組んでもらえるよう、さらに皆さんに使ってもらえる様々な施策を講じていくとともに、合わせてそれらの周知や案内にも力を注いでいく方針だ」と述べたあと講演に移った。

◇人口減少社会の下での経済成長の実現に向けては、やはり中小企業の生産性向上が必要となってくるが、これには、ばらまきを廃し、予算・金融・税制等の政策資源を有効活用していくという考え方のもとに4つ

の柱を打ち立て、これを平成19年度から平成21年度までの3年間重点的に実施し、合計80万社の中小企業において生産性向上に向けた前向きな取組みの創出を目指していく。

◇4つの柱とは、①新しい売上げにつながる新しいビジネスの開発を目指した「付加価値の創造」。次にITの活用などによる「経営力の向上」。さらには、資金づくりの面で使い勝手のいい融資制度や円滑にできる事業承継の構築をも目途とした「事業環境の整備」、そして、「サービス産業の生産性向上」である。次に、この4つの柱を通して旅館業に関連した部分について述べてみたい。

◇「付加価値の創造」では、中小企業の飛躍の大きなチャンスともなり得る「地域資源活用プログラム」(『まんすりー』12月に掲載)が挙げられる。これは、地域資源を活用した新商品・新サービスを支援していくもので、3分の2の助成金を組んでいる。また、総額2000億円以上の地域中小企業応援ファンドを9割以上

の都道府県で利用可能にしているのだ。平成21年度までに600件、5年間で1000件の新規事業を創出していく。旅館業については、例えば地元の温泉を生かした健康関連事業の立ち上げ、地元の食材を使ったその地域ならではの新しい料理の提供、健康に適した食事プログラムの提供な

どの開発が考えられる。

◇「経営力の向上」とは、インターネットを通じた財務会計ソフト等の提供により、財務状況の把握や融資など公的手続きのオンライン・サービスとの一体的利用を支援していくもので、全国的に展開していく。

◇「事業環境の整備」では、再生支援協議会を機能強化するなど、事業再生が円滑に行われる環境を整備していく。現在、約1万3000社の相談を受付けており、この中で1980の再生計画を支援し、10万人の雇用を確保している。また、事業承継が今大きな課題となっているが、年間30万社が廃業に追い込まれているのが現状だ。年間新たに開業する中小企業は10万社となっており、毎年20万社が減少していることになる。相続対策も含め事業承継問題を抱える中小企業を徹底支援していく。円滑にできるような法制度の整備もあわせて進めていく。

◇「サービス産業の生産性向上」では、消費者の視点からのサービス革新、サービスプロセス改革と人材育成、個別サービス分野の成長のための基盤整備(国内観光旅行費額30兆円の実現に向け、地域の観光・集客・サービス支援の強化)、業種ごとの生産性向上に向けた指針の策定などを進めいく。

農商工連携で相乗効果を

また、刀禰氏は「地方再生戦略の概要」については次のように述べた。

◇わが国の地域経済は、農林水産業をはじめとする地域の産業の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化の進展等により、「都市と地方の格差」といわれる状況が



▲「何が使える施策なのか分かるようにしていきたい」と語る中小企業庁の刀禰氏

顕在化している。

◇こうした中で、地域経済の基盤である農林水産および中小企業を中心とする地方の商工業について、高齢者や小規模農家、小規模事業者を含め、地域全体として、雇用や所得を確保し、地域社会の維持・振興を図っていくことが必要な状況である。

◇その一方で、農山漁村を含む地方については、自然や景観に親しみたいという国民のニーズの高まりや定年退職を迎えた団塊の世代による観光や二地域居住に対する希望の増加といった動きも見られている。

◇このため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を發揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、さまざまな取組みを推進していく方針だ。

◇具体的な取組みとしては、「農商工連携」促進等の取組みが挙げられる。これは、地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援、地域産業におけるイノベーションの促進、地域における知的財産の「創造・保護の活用」の更なる促進、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進、そして、地域産品の輸出促進などの取

組みである。

◇次に「『まるごと食べようニッポンブランド!』『ニッポン・サイコー! キャンペーン』の共同実施」、そして、「農商工連携のためのPR」などの取組みで地域経済活性化に努めていきた。

地域資源を活用し新事業

経済産業省の大きな政策の一つとし上げられる「中小企業地域資源活用プログラム」は平成19年6月29日に施行された「中小企業地域資源活用促進法」に基づき進められているもの。各都道府県基本構想の策定によって全国各地の地域資源8354件が指定されているが、同プログラムを推進し、これらの地域資源を活用した新事業に取組む中小企業を支援しているのが、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)。地域経済振興部地域資源活用推進室が、地域の「強み」となり得る産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等に取組む中小企業の事業展開を支援している。

同プログラムでは、法律に基づく税制面や補助金による金融支援など総合的な支援が行われるが、政府は5年間で1000件の新事業を創出することを目標としている。

旅館業界に求めるものとは

中小機構の柿崎実・地域経済振興部地域資源活用推進室長は、地域資源を巡る旅館業界の動きについては、同促進法の進展状況について触れながら次のように述べている。

◇中小機構は、国から委託を受けて全国推進事務局

(機構本部)、地域支援事務局(機構支部10カ所)、都道府県地域支援事務局(県の財団49カ所)設置=14ページに支援事務局の一覧表を掲載し、専門家を常駐させて、認定企業の地域資源活用事業を構想段階から商品開発、事業化まで一貫したハンズオン支援を実施している。事業計画のブラッシュアップに専門家が力を発揮した結果、短期的に200件を超える認定が生まれた。

◇地域資源の数(別掲)は19年12月26日現在で1万59件となっている。これは、都道府県が基本構想を策定(国が認定)して、その地域資源を指定しているものだ。

◇事業計画の認定件数は平成20年1月11日現在224件で、3月には3号の認定が出てくる予定となっている。

◇これまでの旅館業・ホテル業の認定事業計画を見ると、観光資源という地域資源を活用した新しいサービスを内容とする事業計画が一般的であり、徐々に認定が出てきている。しかし、なかには地域にある鉱工業品を利用して、旅館・ホテル経営の向上に取り入れているケースも出てきている。今後は、観光資源=旅館業という狭い視点ではなく、地域資源としての農林水産品、鉱工業品にも目を向け、それを使った商品開発・サービス開発にも力を入れて旅館業・ホテル業の経営の向上を図ってほしい。

◇中小機構が設置している10カ所の地域資源事務局は、商品開発・販路開拓等の専門家を配置しているので、積極的にサポートする。是非、遠慮なく相談してほしい。

47 都道府県の基本構想における地域資源の数

平成19年12月26日時点

	総数	農林水産物	鉱工業品	観光資源
		個数	個数	個数
北海道	813 (669)	444 (350)	153 (139)	216 (180)
青森県	124 (97)	49 (40)	38 (37)	37 (20)
岩手県	185 (153)	65 (57)	36 (29)	84 (67)
宮城県	231 (225)	61 (58)	53 (51)	117 (116)
秋田県	117 (103)	42 (41)	31 (24)	44 (38)
山形県	129 (129)	41 (41)	39 (39)	49 (49)
福島県	165 (134)	48 (29)	29 (27)	88 (78)
茨城県	236 (200)	75 (62)	70 (62)	91 (76)
栃木県	134 (93)	32 (27)	41 (23)	61 (43)
群馬県	91 (91)	20 (20)	30 (30)	41 (41)
埼玉県	175 (50)	52 (9)	44 (23)	79 (18)
千葉県	205 (184)	58 (51)	16 (15)	131 (118)
東京都	248 (176)	29 (24)	64 (56)	155 (96)
神奈川県	115 (113)	36 (36)	68 (66)	11 (11)
新潟県	232 (150)	52 (46)	48 (44)	132 (60)
長野県	502 (132)	135 (61)	83 (34)	284 (37)
山梨県	211 (204)	44 (42)	40 (39)	127 (123)
静岡県	186 (175)	58 (57)	54 (52)	74 (66)
愛知県	269 (212)	85 (87)	60 (41)	124 (84)
岐阜県	292 (266)	55 (52)	85 (81)	152 (133)
三重県	100 (89)	34 (30)	31 (24)	35 (35)
滋賀県	181 (179)	52 (51)	35 (35)	94 (93)
石川県	161 (161)	20 (20)	46 (46)	95 (95)
福井県	90 (63)	24 (19)	25 (18)	41 (26)
京都府	463 (384)	109 (88)	132 (109)	222 (187)
大阪府	292 (235)	56 (44)	113 (108)	123 (83)
兵庫県	680 (655)	185 (180)	73 (67)	422 (408)
奈良県	322 (302)	37 (35)	64 (62)	221 (205)
和歌山县	274 (255)	90 (80)	48 (45)	136 (130)
鳥取県	186 (180)	45 (44)	46 (41)	95 (95)
島根県	217 (197)	60 (57)	62 (49)	95 (91)
岡山県	187 (169)	92 (87)	32 (31)	63 (51)
広島県	154 (87)	45 (33)	44 (33)	65 (21)
山口県	137 (125)	51 (45)	21 (18)	65 (62)
徳島県	82 (63)	33 (24)	32 (25)	17 (14)
香川県	112 (72)	48 (26)	50 (32)	14 (14)
愛媛県	135 (124)	61 (57)	34 (29)	40 (38)
高知県	198 (172)	75 (58)	55 (50)	68 (64)
福岡県	139 (113)	39 (25)	39 (36)	61 (52)
佐賀県	77 (73)	27 (25)	14 (13)	36 (35)
長崎県	142 (126)	49 (45)	30 (26)	63 (55)
熊本県	166 (138)	55 (47)	49 (41)	62 (50)
大分県	115 (115)	19 (19)	11 (11)	85 (85)
宮崎県	270 (261)	102 (101)	39 (39)	129 (121)
鹿児島県	153 (133)	56 (45)	27 (22)	70 (66)
沖縄県	244 (234)	40 (36)	32 (31)	172 (167)
合計	10,059 (8,354)	3,010 (2,532)	2,293 (1,978)	4,756 (3,844)

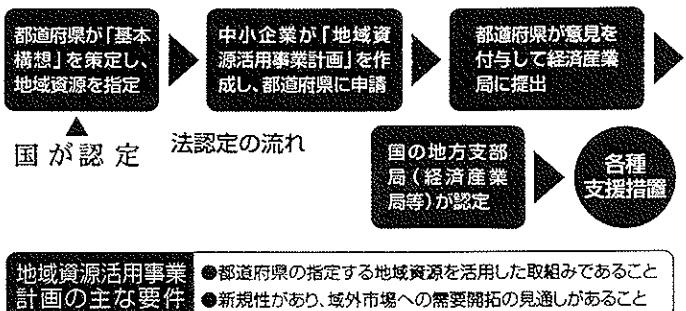
※表中、左側の数は、平成19年12月26日変更後の数

※表中、()内は、平成19年8月31日認定時の数

※群馬県、石川県、大分県は今回変更を行っていない

「地域資源活用事業」とは

地域資源活用事業とは、地域資源を活用して行われる新商品の開発、生産又は需要の開拓及び新サービスの開発、提供又は需要の開拓に関する事業活動のことといいます。



外国人宿泊客の本人確認の強化を 「テロの未然防止に関する計画」で

厚生労働省健康局生活衛生課

国内に住所を有しない外国人客には旅券の写しを

宿泊名簿は官吏の要求には提出しなければならない

回避したい追跡調査等での支障

厚生労働省健康局生活衛生課の中臣裕之課長補佐は、昨年12月17日に行われた正副会長会議に出席し、旅館等における外国人の本人確認強化のための措置について述べ、「テロの未然防止に関する行動計画」を説明しながら協力を求めた。

これは、「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)における関係部分を通して行われたもので、「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」では、「テロリストを自由に活動させないための対策の強化」の項目があり、ここには、次のような「旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等」が示されているとし、次のような原文を読み上げ、説明した。

「英、仏、伊等諸外国においては、宿泊業者に対し、外国人を宿泊させた場合の国籍等の確認業務や警察への申告義務が課されており、この制度は潜伏活動中の外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に極めて有効である。しかしながら、わが国においては、旅館業者に対し、宿泊者名簿の作成は義務付けられているものの、手配者の特定に



▲中臣生活衛生課長補佐

用いられることの多い国籍や旅券番号は記載事項とされていないこと、本人確認義務が課されていないので不正確・不完全な記載である例も見られることなどから、警察等による外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に支障を来している。

そこで、厚生労働省は、宿泊者名簿の記載事項に外国人宿泊客の国籍および旅券番号を追加することを内容とする旅館業法施行規則の改正を平成16年度中に行うとともに、通達を発出し、旅館業者に対し、外国人宿泊客の旅券の写しを取るよう強力に指導することとする。また、本措置が、ウィークリー・マンション等の名称で旅館業を営んでいる者によっても確実に実施されるようにするため、厚生労働省は、これらの者が旅館業の許可を取得していない場合には、直ちに当該許可を取得した上で、本措置を実施するよう都道府

県等を通じて指導することとする。

なお、警察庁、海上保安庁、法務省および公安調査庁は、厚生労働省と関係記録の警察等の提出の義務付けに関する法的措置について引き続き検討を行い、平成17年内に結論を得ることとする。

また、警察庁、海上保安庁、法務省及び公安調査庁は、上記の旅館業法施行規則改正及び通達による本人確認等の実施状況を踏まえ、旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等を内容とする法律案を平成18年の国会に提出することとする。

以上が原文のままだが、これを受けて、旅館業法施行規則の一部改正が、平成17年4月1日に施行された。旅館等営業者に備付け義務が課せられている宿泊名簿の記載事項について、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときには、その国籍及び旅券番号を併せて記載することとした(旅館業法施行規則4条の2)。

さらに、「営業者は、宿泊名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏または吏員の要求があつたときはこれを提出しなければならない」「宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない」(旅館業法第6条)とされた。

「宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の氏名、住所および職業のほか、次に掲げる事項」とされたが、ここで注意しなければならないことは「宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍

および旅券番号」そして「その他都道府県知事が必要と認める事項」としていること。

また、この場合、「日本国内に住所を有しない外国人宿泊者については旅券の写しの保存を営業者に求めることとした(旅券の写しを保存する場合には、宿泊者名簿への国籍等の記載を省略することとした)」と施行通知を行っている。

都道府県に“周知徹底”を発出

こうした旅館業法の改正を受けて、警察庁は実施状況調査を実施した。これは各都道府県警察を通じ、全国の旅館営業者約1万件に対して行ったが、「規則改正を知っている」と回答した営業者は57%だった。

この結果を受けて警察庁等は都道府県等に対し再周知依頼を行い、第2次調査(平成17年8月-10月)を実施(これは第1次調査とは異なる営業者が対象)した。ここでは、「規則改正を知っている」と回答した営業者は85%に上昇した。第3次調査は平成19年9月、全国の旅館業者3万件に対して、警察庁が宿泊者名簿の記載状況およびパスポートの写しの保存状況に特化した調査を実施した。その結果、国籍等記載施設は75%(各都道府県の実施状況は24%から100%とまちまちとなっている)、写し保存施設は68%(同、19%~100%)であった。

厚労省は都道府県等に対して重ねての周知依頼を行い、昨年10月18日付けで「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う措置の周知徹底等について」を発出し、関係団体および営業者への継続的な指導を依頼した。

全旅連と青年部の商社制度を統合

組織改革で役立つ全旅連の構築目指す

正副会長会議の承認後
協定商社との懇談会を

統合は4月1日から

全旅連の総務・財務部会(宮村耕資部会長)は12月26日、全国旅館会館・4階会議室で全旅連協定商社会(11社)との懇談会=写真下を開き、平成20年度から同商社会と全旅連青年部協賛業者会(13社)。このほか推奨契約、推薦契約業者がある)を統合することを伝えた。統合は、協定商社制度を強化することによって全旅連傘下組合員、青年部、協定商社の三者のメリット拡大を目指すもので、12月14日の全旅連正副会長会議で決定したもの。

全旅連はこれまでに協定商社統合に関する打合せ会を数回重ね、両制度のすり合わせや協定商社へのヒアリングを行ってきたが、総務・財務部会では契約条件、優遇事項などを中心に議論したうえで両制度を一本化する方針に踏み切り、統合については正副会長会議の

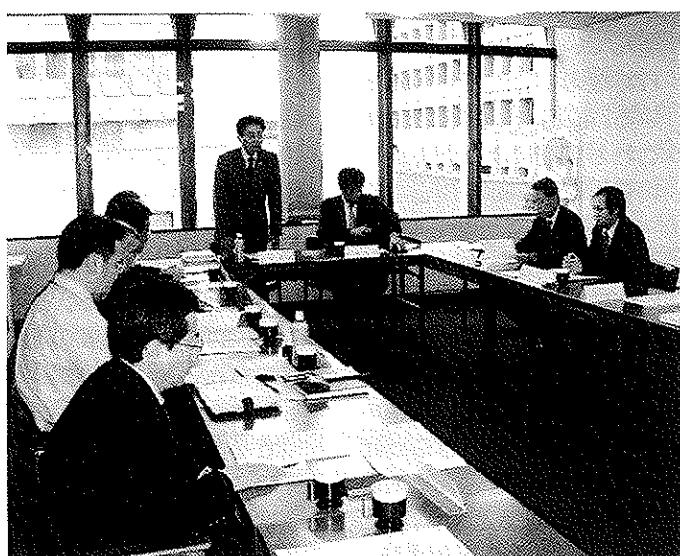


▲「組合員、青年部、協定商社の3者のメリットを拡大したい」と宮村総務・財務部会長

承認を得て今回の説明会となつた。

一つの施設の中で「親」は全旅連協定商社と、「子」は青年部協賛業者と付き合いをするという、同じ組織でありながら制約上で垣根があつたが、一本化により制約が緩和され、全旅連、協定商社ともにメリットの拡大が得られることになった。

統合は新年度となる平成20年4月1日からとし、統合後の契約については、現協定商社は原則として4月以降協賛契約となる。また、1業種1社制は撤廃される。これは、旅館経営の現場も時代の変化とともに生まれ



全旅連関係の今後の主な会議日程

2月19日に旅政連支部長会議と理事会

全旅連関係の今後の主な会議日程はつぎの通り。

◇2月19日(火)=13:00
～全国旅館政治連盟支部長会議(於:東京「自由民主党本部901号」)。14:30～全旅連理事会(於:東京「自由民主党本部901号」)。

◇6月10日(火)=社団法人日本観光旅館連盟理事会・総会(於:グランドプリンスホテル赤坂)。

◇6月17日(火)=全旅連理事会・通常総会(於:山形県「天童ホテル」)。

◇6月18日(水)=創立50周年記念第86回全旅連全国大会(於:山形県「上山市体育文化センター」)。

ているあらゆるニーズに柔軟に対応するためにも加盟希望業者と面談を行い、広く情報を収集し、発信する必要性が高くなつたためとしている。

新規入会については、全旅連親会と青年部の合同審査機関を設けて入会審査を行い、四半期ごとに実施していく。

今回の全旅連協定商社制度の統合については、佐藤会長は「組合員だけでなく協定商社にとっても役立つ全旅連を構築するために全旅連組織改革のひとつとして実施していくもの」と位置づけ、また、宮村部会長は「統合によって全旅連親会の決定力、全旅連青年部の機動力、そして、全旅連の組織力を駆使し、組合員、青年部、協定商社の三者へのメリット拡大を目的としたもの」と述べている。

協定商社の資格は、①全旅連の事業目的に理解を有するもの②全国的な規模で営業し、かつ、アフターサービスが可能なもの③社会的信用度のあること(官公庁の承認を必要とする商品を扱うものについては、その承認を受けているもの)④組合員に対するメリットのあるものとしている。

新制度における種別は「協賛契約(協賛金は年間制をとる)」と「推奨契約」(協定商社が全旅連傘下の組合員や青年部員の施設への販売活動を通じて得た売上げや契約金の中からあらかじめ覚書で決定した割合を全旅連に支払うというキックバック制)。協賛金は「ミニマムチャージ」となる)の2種類からなる。

販売宣伝活動範囲は、「対象は全旅連傘下47会員およびその組合員」「全旅連青年部所属青年部員=約2000名」。参加資格は、協賛契約は①全旅連情報『まんすりー』への名簿掲載②全旅連青年部主催事業、委員会事業③各都道府県組合総会、青年部ブロック総会、各都道府県総会(開催担当了承のもと参加可)となつていて。

同懇談会には商社側から(株)フタバ化学、システム・シャイン・サービス(株)、(株)トランスネット、三菱電機ビルテクノサービス(株)、ソニー生命保険(株)、ミサワホーム(株)。全旅連からは佐藤会長、宮村総務・財務部会、工藤総務財務担当常務理事、齊藤総務・財務部会委員、永山青年部長らが出席した。

「ビジネスモデルの構築」で現地視察

「夢乃井庵夕やけこやけ」等の施設を見学

ビジネスモデル研究部会(野口秀夫部会長)は12月18・19日の両日、旅館業のビジネスモデルの構築を目的に、視察対象の条件に合う施設を見学している。今回で2回目となる視察は、兵庫県の姫路ゆめみさき温泉の「夢乃井」「夢乃井庵夕やけこやけ」と赤穂の「潮彩きらら祥吉」の3施設。

社長の吉井啓二氏は、「『夢乃井』に24時間係わり、週3回は『祥吉』にいきながら現場の声に耳を傾けている」と述べ、長男の吉井雅康専務(「夕やけこやけ」と次男の吉井祥二常務(「潮彩きらら祥吉」)には、「毎日現場にいること、外出しても必ず事務所に戻り状況を読みとることが大切であると教えていた」と語っている。それぞれの施設の概要については、吉井社長と吉井専務が次のように述べた。

【夢乃井庵夕やけこやけ】

◇昭和37年、20室で開業した「夢乃井」は団体がバスで5台、10台と繰り込んでくる旅館だったが、それが旅館形態の変化とともに様変わりし、個人客へのシフトを余儀なくさせられた。

◇本館「夢乃井」のあまり利用していなかった部屋を整理し、平成17年に新たに「夕やけこやけ」をつくり、本館とは渡り廊下でつないだ。全17室は露天風呂付とした。投資総額は4億で、内装で1室あたり1400~1500万円くらい。建築が3億4~5000万円、家具・その他が1億円となっている。投資基準は総売上げの100%は超えないようにし

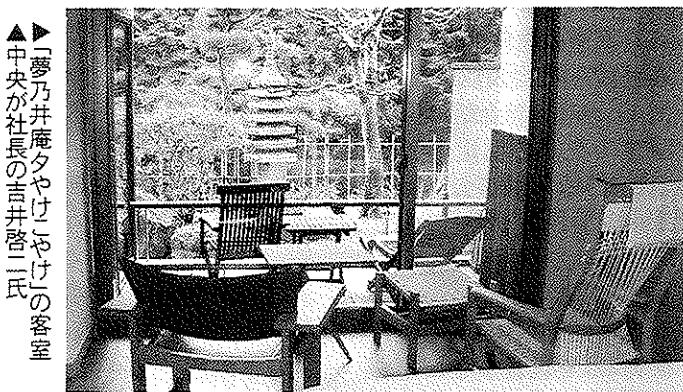
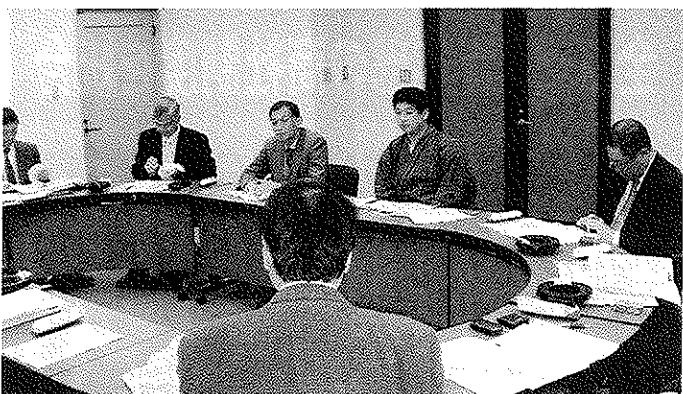
た。1部屋の大きさは全体で50平方メートル弱。

◇「山を存分に楽しんでもらう。サービスは最小限に」をコンセプトに営業。宿泊客からは「眞の居心地よさは、さりげないようでありながら実は心細やかな土台作り(ハードソフトでの配慮)にある」との讃辞が寄せられるなど宿として高く評価(現在JTBからは94点の評価)されている。

◇約3万5000坪の敷地を散策し、自然の中でゆっくり過ごしてもらう、そして、センスのいい料理を食べてもらうことが当館の魅力としている。実績は今年2億8000万円、客室稼働率も10月90%、11月93%で目標を上回っている。

◇「子どもをシャットアウトし、大人だけのこじんまりした旅館を」という個人に特化した形にしたのがよかったです。料理にも気を入れ、地産地消をモットーとしている。地元の眠っている食材などを使いながら新しい食を作る取り組みをしている。販売方法は直販がこれから課題であるとし、インターネット(ホームページでの発信)に力を注いでいる。SEO対策も行っており、現在、直のネットとネットエージェントで9割程度を占め、残りの1割が旅行会社となっている。結果的に販路はネットに特化しているといえる。

◇「夕やけこやけ」のリピート客は10%くらいで、1日に2~3組(開業して2年6ヶ月内で14回来ているお客様もいる)。お客様の好みはPCに入力し、リピータ情報



▲▶中
央
が
社
長
の
吉
井
啓
二
氏
の
客
室

報は担当者のすべてのスタッフが共有するようにしている。お客様の平均年齢は、団塊の世代より若い。HPから入ってくる客が多く、直接予約の場合は特典をつけている。

◇従業員については派遣(時給1360円)によるものもあるが、派遣の方がその日、その日の人数が自由にできることを条件に地元の派遣会社と契約している。

◇大浴場は「夢乃井」にあるが、「夕やけこやけ」専用のお風呂も必要だ。源泉は800m離れたところから運んでいる。量は豊富だが、17℃なので重油で沸かしている。電気は自家発電だが、これも重油によるため重油の費用は月250万円となる。

◇部屋食は一切しない。食事処では敷地内を見渡せる窓際にカッフルシートを設けた。1部屋の平均利用は2.3人で、ほとんどが2人だ。営業をしていて、本当に目が届いて、きちんとした形でお客を迎えるのは20室までと思う。顔と名前が一致できるのは15

室までかもしれない。客単価は2万5000~3万円しているが、これは、旅行会社が介在しない商売がしたい、送客してくれなくて好きなように営業したいという気持ちからの設定だ。

◇トータルの償却前の利益率は25~26%。他の旅館と違うのは、姫路、神戸、大阪の昼のお客が多いということ。1日平均100人くらい。年間3万人くらいで、平均単価は4000円。姫路間の送迎を行っている。

◇一般的に旅館業は「設備」と「料理」だといわれるが、最終的には「人間」で、人との付き合いだと思う。私自身5年ほど前から旅館の仕事を楽しもうという心境になっている。また、楽しんでやっていることを従業員に伝わっていくことも大事だと思っている。そして、顧客には、経営者の「顔」がきちんと見える旅館、何を訴えたい旅館なのかがはっきり分かるように心掛けたい。

次回、3回目は福岡県の「(株)グラノ24K」を視察。

一般事業主行動計画の策定と届出を

常時301人以上を雇用する事業主に義務付け

少子化が進行している今、事業主に次世代育成支援のための取組みが求められている。

わが国は、世界で最も少子化の進んだ国の一ととなり、合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が生涯に生む子供の数を近似する指標)は人口を維持するのに必要な水準を割り込んだまま、ほぼ一貫して下がり続けている。このような少子化の進行は社会経済全体に深刻な影響を与えるものであるとし、平成15年7月に政府、公共団体、企業等が一体となって対策を進めるもう一段の取組みとして平成17年4月1日から10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」(次世代法)が成立した。

この法律に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主にも労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策のため的一般事業主行動計画を策定することが義務づけられた。また、300人以下の労働者を雇用する事業主も「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出るよう努めなければならなくなつた。

行動計画は①計画期間②目標③目的を達成するための対策とその実施時期の3つを定めるもの。企画に求められる取組みは、仕事と子育てとの両立を可能にする雇用環境の整備。男性を含めた全ての人が、仕事のための時間と自分の生活のための時間のバランスが

取れるような“多様な働き方”を選択できるよう働き方を見直していくことなどの取組みとなっている。

計画を策定・実施し、一定の要件を満たす場合に認定が受けられる。この認定を受けたことを表示(認定マーク)し広告、商品等につけることにより、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として広く周知され、企業のイメージアップ等につながることが期待される。

行動計画を策定するに当たっては、「社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、全てのその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する」とし、計画期間(2~5年間が望ましい)と内容を定めることになる。例えば、「平成〇年〇月までに、小学生未満の子を持つ社員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する」「平成〇年〇月までに、所定外労働を削減するため、ノーカー残業デーを設定する」などの目標を立て、それぞれに目標を達成するために、いつ、どのように取り組むかについて記入していく。

厚生労働省では、行動計画策定指針において、「一般事業主行動計画の内容に関する事項」を定めているので、次世代育成支援の対策として重要なものと考えられる事項を踏まえて、各企業の実情に合わせ目標および対策を設定していく。次世代法、一般事業主行動計画に関する問い合わせは、47都道府県の労働局雇用均等室まで。

渡辺経営コンサルタントの『経営改善講座』

渡辺清一朗経営コンサルタント

「少子高齢化の日本に思う」



国内のお客様の絶対数は確実に減少している…ということはご存知の通りです。だまって手をこまねいていると、前年対比の集客数は間違いなく減り続けるわけです。自館の標的となるお客様は明確ですか？

小規模な旅館・ホテルなのに旅行代理店が行うような営業戦略を用いていませんか？ 20部屋の施設であれば、定員4名、350日営業と仮定すると2万8000人(20×4×350=2万8000)のお客様をいかに標的にするかということを考えればいいのです。そうすること

によって、おみえいただく一組一組のお客様の年齢、性別、家族構成、趣味嗜好、年収などを出来る限り明確に想像することが可能になります。春夏秋冬や24節気での細やかな企画も可能になります。

一方、働く人の確保という側面からみても少子高齢化は深刻です。事業を継続したくても優良な労働力が確保できないために廃業等に追い込まれていくということも有り得るので、人の教育、元気な高齢者の活用は今後ますます重要になります。

全国指導センターが鹿児島市でセミナー

2/13 かごしま県民交流センターで開催

全国生活衛生営業指導センターでは、例年、生衛業の経営者を対象に「生衛業経営セミナー」を開催しているが、今年度第2回のセミナーを2月13日、鹿児島県のかごしま県民交流センター(鹿児島市)で開催する。

同セミナーは、生衛業の経営者が、生衛業を取り巻く環境の変化等により的確に対応し、健全な事業経営を展開していくために必要な知識、情報等を修得するために行われている。

今回の経営セミナーでは、生衛業が経営の環境変化にどのように対応していくべきか、地域資源をいかした事業展開や地域の活性化、サービス産業としての生衛業の在り方、組合組織との活性化などについて考える。

同センターの小宮山健

彦専務理事、鹿児島県生活衛生営業指導センターの上村美智雄理事長(鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長)があいさつを述べたあと、株式会社指宿ロイヤルホテルの有村佳子代表取締役による「『心・無限の力』ようこそ逆境」、尚美学園大学総合政策学科の井原哲夫教授による「サービス産業としての生活衛生営業」、小宮山専務理事による「生活衛生同業組合の組織と行動—組合活性化のために—」などの講演が行われる。有村氏は「平成19年10月、内閣府が取り組む地域活性化の実践者(6名)として総理官邸に招かれたが、そのような立場になれたのは長く苦しい逆境の中に育まれた『心』があったため、人生の真の悦びは、困難を乗り越えることにある」とした講演を行う。

これはありがたい携帯端末用翻訳ソフト

「翻訳ウォーカー」は英・中・韓3カ国語に対応

ホテル旅館の担当者垂涎の機能が盛りだくさん
常に強力な“通訳”がそばにいるようなもの

自由な文章を読上げる機能も
手書き入力OK キーボード苦手の従業員にも

現在、官民一体となって2010年には訪日外国人数1000万人にするという目標に向け、種々の施策が行われ、外国人訪日客の増加に大きな期待が寄せられているが、同時にこのようなお客様にどのように対応していくかが大きな課題となっている。

とくに接客業の場合一番問題になるのは言葉の壁だ。外国人観光客対策としてパソコン用翻訳ソフトや電子辞書、外国語会話本など導入したところもある。最近のパソコン用の翻訳ソフトは日本語を英語に翻訳するだけではなく様々な言葉に対応していて、決まった表現だけではなく自分で作成した文章を自由に入力・翻訳し、一部の製品は翻訳した文章を読み上げる機能についてかなり便利になっている。しかしパソコンを従業員一人ひとりに携帯させるのは、物理的にも無理があり費用の面でも負担が大きい。また、電子辞書や外国語会話本は、パソコンと違い持ち運びできる大きさだが、最初から搭載されている、決まった表現しか利用できないため、パソコン用ソフトのように使い手が考える自由な文章の表現を知ることはできない。ということで、外国人観光客からの要望・質問に対し

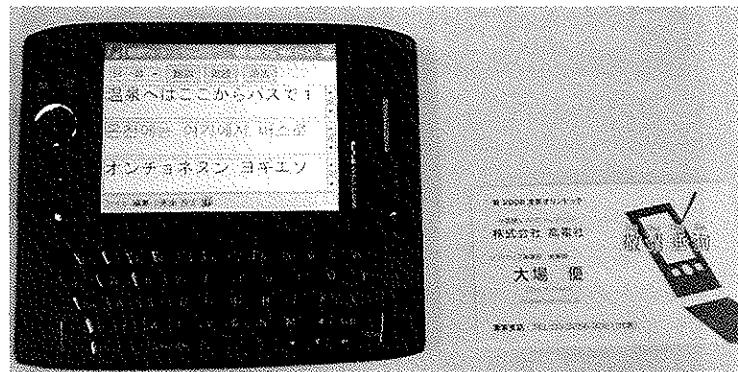
て電子辞書・外国語会話本に該当する文章がのってないため答えを返せない場合がよくある。

このような状況にまさにうつつけの製品が『翻訳ウォーカー』シリーズだ。開発・販売しているのは株式会社高電社で、創業以来28年間にわたり多言語処理ソフトを研究・開発してきた会社だ。同社の翻訳ソフトは高品質な翻訳精度と使い勝手の良い製品で、数多くのユーザーを魅了している。

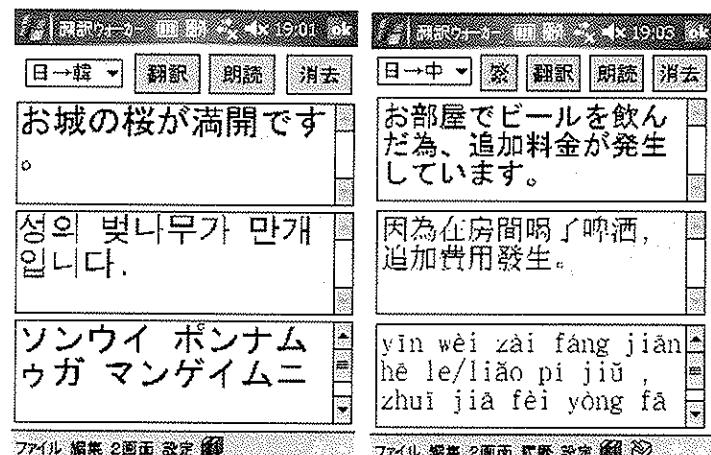
そんな同社がここ数年力を入れているのが、携帯端末用翻訳ソフト「翻訳ウォーカー」シリーズで、長年にわたるパソコン用翻訳ソフトの開発で培ってきた技術を携帯端末用に移植し、「いつでもどこでも外国人とコミュニケーション」をコンセプトとして開発された製品だ。

『翻訳ウォーカー』シリーズは、まさに、外国人観光客とのコミュニケーションに悩みを抱えるホテル・旅館の担当者垂涎の機能が盛りだくさんの製品になっている。

・「いらっしゃいませ」を英語・中国語・韓国語で伝えたい?・今日の食材は料理長が苦労して手に入ってきた旬の物。外国人にその国の言葉で説明したい・四季



▲翻訳ソフトを動かせる端末はPDAと呼ばれる小型コンピュータのほか、PHS、携帯電話としても使える機種など数多くの製品から選ぶことができる(写真は名刺との大きさを比較したもの)



▲Windowsケータイに表示された翻訳ウォーカーの画面

のある日本、今の季節の見所をオススメしたい・目の前で外国人のお客様が苦しんでいる。しかし言葉が分からぬし通訳もすぐには来てもらえない・観光名所へ行き方を聞かれたがうまく説明できない・部屋を変更して差し上げることになったが、説明が難しい・大きな声で騒がれているお客様に静かにするよう伝えた

い・料金精算時、明細について説明を求められた――こんな場面に遭遇し、困ったという経験はないだろうか。

人手が不足がちな遠隔地では通訳の人材確保もままならないし、必要なときに必要なだけ呼べる通訳、というものなかなか見つからないものである。そんな不慣れな外国語での接遇の際に役立つのが、簡単操作の翻訳機として数多くの販

売実績を誇る翻訳ウォーカーである。

「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」とはもちろんのこと、「今日は焼き魚がお勧めです」「お城跡のさくらが満開です」「温泉へはここからバスで10分です」「クレジットカードで精算できます」などおもてなしによく使う文書や「気分が悪そうですが、どこか痛みますか?」「露天風呂付の部屋が急遽空きましたので変更いたします」「他のお客様のご迷惑になりますので、お静かにお願いします」「お部屋でビールを飲まれたため、追加料金が発生しています」などのトラブル対応の文章まで、接客で使う日本語を入力すると、瞬時に英語・中国語・韓国語に翻訳し、各外国語の音声読み上げも可能だ。

利用メリットは主に、①

英語・韓国語・中国語に対応した『翻訳ウォーカー』

手書き入力対応なので、キーボードの分からない従業員でも使える(文書を作成するときは、キーボードだけでなく携帯端末機付属のペンを使い画面上に直接書き込め、ひらがなだけでなく漢字の手書き入力もOK)②外国語でも手書き入力できる。また、筆談具としても使える(日本語・英語だけでなく、中国・韓国語の手書き入力が自由にできるのは高電社の翻訳ウォーカーだけ)③声で読み上げる機能があるので、自然な会話ができる(携帯端末機で自ら作成した自由な文章を声で読み上げる機能が搭載されている)④英語・中国語・韓国語の辞書が入っており、言葉の学習にも使える⑤「ホテル」「ショッピング」など場面ごと最大9分野529の会話文例集を搭載(最初から「日常会話」「飲食店」など場面ごとの文例が搭載されているので、接客に応じた文章を呼び出すだけで会話ができる。また、自分で作った文章を保存することも可能。例えば「あいさつ」などよく使う文章を保存しておけばいちいち同じ文章を入力する手間が省ける)。以上5点があげられる。

注意したいことは、このような機械翻訳を使用する際は全般的に言えることだが、日本語特有の特殊な言い回しや主語を省略したような文章の翻訳は苦手だということ。機械翻訳に向く、簡潔で正確な新聞のような文章表現を心がければ、筆者が試したところ、概ねコミュニケーションに支障のない翻訳ができるようだ。

なお、同ソフトは色々な端末(今流行の「Windows ケータイ」や、「PDA」と呼ばれる小型のコンピュータ)で

動かせるのだが、端末には数多くの種類があり、キーボードの有無、画面の大小、PHS・携帯電話としても使える機種など、幅広い製品から選べる。

『翻訳ウォーカー』の動かせる主な端末例はソフトバンク X01HT、ウィルコム W-ZERO3、イー・モバイル EM-ONE、NTT ドコモ hTcZ、日本 HP の PDA、マイタックジャパン MioP350 などがある。「Windows ケータイ」を中心に『翻訳ウォーカー』が動かせる端末はこれからも増えていく予定。端末は全国の家電量販店や携帯電話販売店などで購入することができます。高電社のオンラインショップで限定販売されている端末セットの製品がおすすめだ。

増え続ける外国人訪日客とのスムーズなコミュニケーションを補助するツールとして、ぜひお勧めしたい製品である。翻訳ウォーカーラインナップは次の通り。

翻訳ウォーカーJ・E・T(英語翻訳ソフト)標準価格 20790円(税込)。翻訳ウォーカーJ・北京 V3(中国語翻訳ソフト)標準価格 31290円(税込)。翻訳ウォーカーJ・Seoul V2(韓国語翻訳ソフト)標準価格 31290円(税込)。これらはソフトのみの価格。全国大手家電量販店やオンラインショップで購入が可能。同社のオンラインショップではお得なPDAとのセット商品も購入できる。ホームページとオンラインショップは <http://www.kodensha.jp/> <http://shop-kodensha.jp/> フリーダイヤルと電話は 0120-089-288(公衆電話、携帯・PHSからは利用不可)。東京:03-3256-3061・大阪:06-6628-8880。

第11回「人に優しい地域の宿づくり賞」

特性活かした活動や歴史・文化の振興・福祉活動などが対象

国際化の推進(インバウンド、インフラ整備)活動も

厚生労働大臣賞、全旅連会長賞などを贈呈

応募の締切りは3月31日、全国大会で表彰

「人に優しい地域の宿づくり賞」は地域の旅館(個人参加可)や旅館組合が参加または主催する活動で、高齢者をはじめ、全ての人々にやさしい配慮がなされており、地元の団体やボランティアグループ等が協力して行う事業活動を対象としています。その中から選考委員が審査し、「厚生労働大臣賞」、「全旅連会長賞」をはじめ名誉となる賞を贈るものです。

【対象ジャンル】①特性を生かした活動(温泉、料理、まちづくり、滞在型等)②経済の活性化(情報技術=IT、施設、地域貢献等)③歴史・文化の振興(イベント・祭り、趣味等)④生活環境の美化(緑化、清掃、リサイクル、環境保全等)⑤スポーツの振興(体操、ゲートボール、健康増進等)⑥福祉の充実(健康、設備、サービス・接遇、ボランティア等)⑦国際化の推進(インバウンド、インフラ整備等)⑧その他、人に優しい地域の宿づくり活動と認められるもの。

【応募方法】平成19年度(平成19年4月1日~平成20年3月31日)に開催された活動の主催団体は地元旅館組合を経由し、都道府県旅館生活衛生同業組合連合会「人に優しい地域の宿づくり賞」係。☎03-3263-4428FAX:03-3263-9789。なお、応募用紙は「宿ネット」からもプリントアウトできます。URLは <http://www.yadonet.ne.jp>

したら添付して下さい(コピー等の資料はA4判に統一)。原則として、ご提出いただいた資料の返却はいたしません。

【応募締切】平成20年3月31日消印まで有効。

<主催>全国旅館生活衛生同業組合連合会。

<共催>都道府県旅館生活衛生同業組合。

<後援>厚生労働省

<協賛>(株)JTB、(株)リクルート、(株)産経新聞社、(株)観光経済新聞社、(株)柴田書店、(株)日本航空、全日本空輸㈱。

<協力>全旅連シルバースターハンズ会、全旅連青年部。

<選考委員会>シルバースターハンズ会委員、学識経験者、障害者団体、関係諸団体代表者等をもって構成。

<選考のポイント>1. いきがい 2. おもしやり 3. よろこび 4. あたたかさ 5. やすらぎ。

<表彰>平成20年6月18日に山形県上山市にて開催される第86回全旅連全国大会において表彰。

<応募用紙の記載にあたってご質問がある場合には下記までお問い合わせ下さい>〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館生活衛生同業組合連合会「人に優しい地域の宿づくり賞」係。

☎03-3263-4428FAX:03-3263-9789。なお、応募用紙は「宿ネット」からもプリントアウトできます。URLは <http://www.yadonet.ne.jp>

**「温泉療養士」の養成
日指し各種講習会を**

幅広い知識 80人を認定

山梨県旅館生衛同業組合
<山梨県>
〔努力賞〕

山梨県旅館生活衛生同業組合は温泉に関する幅広い知識を身につけた「温泉療養士」の養成事業を始めた。平成19年3月4日までに80人が誕生。「旅館組合」というネットワークを活用し、旅館業を活性化させることにより、集客へと結びつけるだけでなく、多くのお客様に旅を楽しんでもらいながら「いきがい」へと導いていくという趣旨での企画だ。

温泉療養士は同組合が独自に始めた認定資格。日本健康開発財団による温泉入浴指導員の上級に位置付けて立ち上げたもの。講習会では、県内の温泉の特性や療法、健康づくりのための温泉地周辺の環境学など専門知識を習得するほか、料理やアロマセラピーなどの講習も取り入れ、訪れた旅行者の多様なライフスタイルに応じる温泉地づくりを目指す。「観光客のニーズは以前と比べると、確実に高い。効果的な温泉療養など、知識を正しく身につけることで、接客に生かしたい」と組合に所属する県内の旅館、ホテルの従業員らが受講した。「県内の温泉入浴指導員は約350人。今後も療養士の養成を続け、山梨を最高レベルの温泉療養地として確立したい」と組合事務局では語っている。

**諏訪湖クリーンアップ
キャンペーンを実施**

組合員らで年3回の作業を

諏訪湖温泉旅館組合
<長野県>
〔努力賞〕

諏訪湖温泉旅館組合は、諏訪湖浄化に対する市民意識の向上を図るとともに、快適な環境を作ることを目的とし、「諏訪湖クリーンアップキャンペーン」を年8回、4—11月の観光シーズン中に毎月行っている。平成18年が15年目となるが、第4回目の諏訪湖清掃は豪雨災害後の7月28日に同市貨船組合との共催のもとで行い、軽トラック2台分のごみを拾い集めた。

組合加盟施設の従業員のほか、湖畔近くの諏訪聖母幼稚園に通う親子約20人もボランティア参加、また「諏訪の長い夜」のスポンサーであるハーゲンダッツジャパンも協力参加し、計70人が諏訪湖間欠センターから石彫公園までの湖岸で、空き缶や菓子などの空き袋、たばこの吸い殻などを丹念に拾った。また、旅館組合が管理する湖畔花壇の整備も行った。

湖で連日花火を打ち上げるサマーナイトファイヤーフェスティバル開催が豪雨被害で8月1日からに延期されるなど観光面でも災害の余波が続くなか、組合の上条潔理事長は「集中豪雨で各施設とも大変な被害を受けたが、私たちが元気を出さないと、お客様に楽しんでいただけない」と組合員を激励した。

**静岡県の特産活かした
「おもてなし食」がテーマ**

ふじのくに「おかみフォーラム」

静岡県組合女性部
<静岡県>
〔努力賞〕

静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合女性部(あけぼの会)は平成19年3月に、三島市文教町の日大国際関係学部で「ふじのくに・おかみフォーラム—食を通じたおもてなし」を開き、1年かけて完成させた地産地消メニューの発表やパネルディスカッションを行った。

12の各エリアの代表者が地元の名産品を柱に据えたメニューを提案し、产品的のブランド化を通じて誘客に成功した例にも触れ、取組みの詳細を紹介した。

パネルディスカッションでは同大助教授や旅館の料理長、女将らが「特産品を生かしたおもてなし食と旅館経営」と題して意見交換した。コスト面に配慮しながら旬の物をそろえる難しさも提示しつつ、客の高評価を得た喜びなども語られた。

研修成果の報告、講演会、パネルディスカッション、ナイトセミー(ちゃつきり節の練習成果の披露など)を通し、組合員や関係者の意識啓発、人的交流を図った。フォーラムは、食をテーマにした本年度の研修会の総まとめとして開催したもの。前田多可子・女性部長は「研修を通じて地元の魅力を再確認した。特色あるメニューでもてなしたい」と話した。

**地域固有の魅力を
温泉旅館から発信**

お茶の特性活かした「おもてなし食」

館山寺サゴーロイヤルホテル
<静岡県>
〔努力賞〕

旅行形態が個人旅行にシフトされたのは、地域性や独創性に重きを置いた時間消費や生活体験の台頭にあるとし、静岡県浜松市の館山寺サゴーロイヤルホテルでは地域固有の魅力である静岡茶を温泉旅館から全国に発信することを試みた。

「お茶」の特性を生かした仕掛けをチェックインからチェックアウトまでの流れに合わせて実施し、温泉旅館ならでは「おもてなし」ができる仕組みづくりを目指した。出迎え時には、フロント周辺に、お茶を煎れた時の香ばしい香りを漂わせる。「静岡にきてよかったです」と思う喜びの一瞬だ。客室への貸し出し用備品としての電気式「茶香炉」も用意した。お茶の文化を紹介する冊子を旅館のスタッフが作成した。客室に2種類のお茶葉を用意し飲み比べの体験を出来るようにした。また、湯上り処、食事処、ロビーラウンジに産地の違う静岡茶を飲み比べができるようになり、地域固有の楽しみ方としての「茶味膳」すすり茶を提供した。

このほか、お茶イベントの共同開催のほか、06年の県主催の「おもてなしアイデアコンテスト」でグランプリを受賞したアイデアも現場で実施している。

「篤姫」放映で活気付く「鹿児島」

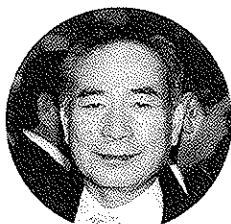
NHKで薩摩の伝統教育に触れる上村氏

「篤姫を追い風に鹿児島ファンを増やし新幹線全線開業を迎える」と県

NHK大河ドラマ「篤姫」の放映が始まり、篤姫生誕の地で序盤の舞台になる鹿児島では、観光客誘致につなげようとの機運が盛り上がっている。1月6日には鹿児島市の商業施設・ドルフィンポートに「篤姫館」が開館した。また、篤姫が幼少期を過ごした指宿市にも、篤姫館が12日に開館。県は、プロジェクトチームを発足させてガイド本やパンフレットを大量に配るなど懸命だ。県観光課は「篤姫を追い風に、温泉、食、焼酎などを通じて鹿児島ファンを増やし、新幹線の全線開業を迎える」と意気込んでいる。

また、篤姫鹿児島ロケなどをテーマとした「三つのたまご」(1月13日)の「NHKハートプラザミーティング鹿児島」に、鹿児島大学教授や経済同友会幹部、コミュニティ情誌編集者らと一緒に鹿児島ホテル旅館組合の上村美智雄理事長=写真=も出演した。

このなかで、上村氏は激動の幕末を生きた島津家の



天璋院篤姫、そして、明治維新に多くの人材を生み出した薩摩藩における、薩摩独自の伝統教育「郷中(ごぢゅう)教育」について述べた。そして、人間としての道徳や知識は実践が伴わなければ意味はないという『いにしえの道を聞きても唱えてわが行いにせずは甲斐なし』(日新公「いろは歌」第一首)の歌に触れながら、世情が荒廃している今、次代を担う青年たちへ、夢と勇気とプライドをもてるような教育の大切さについて語った。

また、上村氏は「薩摩では郷中教育でのたくさんの教えが地域や家庭の中で浸透していったわけだが、こうした教育は全国各地にあると思う。ぜひ、篤姫を機にこうした教育に光を当ててほしい」と述べた。

して認定(平成19年10月12日)された。

同社は鹿児島県農政部農産物加工研究指導センターが5年かけて技術開発した澱粉麺の技術移転を受け、G I食品である機能を活かした「さつまいも冷麺」の商品を開発し、県内の道の駅などで施行販売しているところ。本事業では、これまでの取組みを踏まえて、今

元旦に消えた桜島?!

「地財再発掘」を主張

元日に桜島が消えた?!。鹿児島市街地から錦江湾に望む風景に桜島がなく、そこには大隅半島しか見えない写真が地元の1月1日の南日本新聞の1面に大きく掲載された。もちろん、コンピューター処理による合成写真である。新聞の見出しへは「桜島がなかったら」というもの。この写真一枚で、桜島の圧倒的存在感が浮き彫りになったことは言うまでもない。同紙は記事の中で、「『桜島がなかったら』と連想するのは、県観光が3S(桜島、焼酎、西郷隆盛)に頼りながら活用し切れていない印象が強いからだ」と述べ、「実際、桜島のふもとにある『ふるさと観光ホテル』の上村美智雄代表は昨年、錦江湾に桜島がなかったらどんな風景になるか想像してほしい。のっばらした印象の薄いものになるだろう」と本紙『持論』欄に書き、宝物を生かす道を探るべきと訴えた」と記している。そして「今年はNHKの大河ドラマ『篤姫』の放映で県観光に追い風が吹く」と期待されている。九州新幹線の全線開通も3年後に迫った。3Sに加え、郷土の豊かな自然、風物など地域の持つ財産、つまり「地財再

發掘」で郷土振興策を探るべきときだ」と結んでいる。

同紙の『持論』に投稿し、こうした“発想”的きっかけをつくった上村氏は以前にも、三州俱楽部(薩摩隅日三州を郷土とし三州に誇りと共に持つものの集い。80年の歴史を持つ)の会報に、桜島がなかった場合の風景と桜島がある風景の絵を入れ、「桜島に周遊道を」と題して寄稿している。

上村氏は、21世紀の観光地の提言は歴史・文化・自然・景観を根幹に、人にやさしい環境であって、いつかまたその土地を訪ねたいと思う条件での環境づくりであり、再評価し、検討してみることが必要だ」と強調している。そして、桜島をさらに“自分たちの心”にするには、偉大な景観に満足することなく、さらに手の触れる身近なものにしていかなくてはならないとし、桜島に一周(42キロ)の遊歩道を設けることが必要だと主張している。

「遊歩道で行われる数々の試みは、そのまま、一周の過程で千人であれば、千の桜島、万人であれば、万人の桜島がある。県民はおろか、全国の人に愛されてきた桜島。周遊することでさらに桜島の魅力に取りつかれるだろう」と記述している。

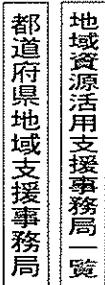
に配慮するLOHAS層や健康食品の市場も期待できるものだ。全国のデパートやホテル、レストラン、海外および個人向けに販路を確立したいとしているが、ホテル・旅館では「カニ玉・天津あんかけ風にアレンジしたさつま芋冷麺」がうけそうだ。栽培農家の確保など地域資源における関係事業者との連携も図っている。

鹿児島の新幹線沿線グルメ

「さつまいも麗麺」に期待

日本有機株式会社(鹿児島県曾於市末吉町諏訪方4122。電話 0986-76-1091)の新事業が、このほど政府が進めている、ニッポンを元気にするプロジェクトである「中小企業地域資源活用プログラム」(6~7ページに関連記事)での事業と

独立法人 中小企業基盤整備機構



ご相談、お問い合わせは、各地の地域支援事務局までお願ひいたします。

- 東北地域支援事務局 〈対象地域〉青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5
東北支部内 電話 022-302-8606 FAX 022-392-8814
- 中部地域支援事務局 〈対象地域〉愛知・岐阜・三重
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13
名古屋センタービル4階 中部支部内 電話 052-218-8558 FAX 052-201-3010
- 四国地域支援事務局 〈対象地域〉徳島・香川・愛媛・高知
〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー棟7階 四国支部内 電話 087-823-3220 FAX 087-811-1753

- | | |
|--|--|
| ■ 全国推進事務局 〈対象地域〉全国
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
虎ノ門37森ビル3階 地域経済振興部内
電話 03-5470-1194 FAX 03-5470-1568 | ■ 北海道地域支援事務局 〈対象地域〉北海道
〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西2-8-1
北ビル2階 北海道支部内
電話 011-747-7715 FAX 011-738-1372 |
| ■ 関東地域支援事務局 〈対象地域〉茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
虎ノ門37森ビル1階 関東支部内
電話 03-5470-1640 FAX 03-5470-1573 | ■ 北陸地域支援事務局 〈対象地域〉富山・石川
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1
金沢パークビル10階 北陸支部内
電話 076-223-5855 FAX 076-223-5762 |
| ■ 近畿地域支援事務局 〈対象地域〉大阪・滋賀・京都・奈良・兵庫・和歌山
〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズマートビル11階 近畿支部内
電話 06-6910-2235 FAX 06-6910-2239 | ■ 中国地域支援事務局 〈対象地域〉鳥取・島根・岡山・広島
〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5
(中小企業大学校広島校内)
電話 082-279-7010 FAX 082-279-7007 |
| ■ 九州地域支援事務局 〈対象地域〉福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-14-4
大和生命福岡ビル8階 九州支部内
電話 092-771-9183 FAX 092-771-6750 | ■ 沖縄地域支援事務局 〈対象地域〉沖縄
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1
沖縄産業支援センター313-1 沖縄支所内
電話 098-859-7566 FAX 098-859-5770 |

(財)函館地域産業振興財団	0138-34-2600	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0038	島根県商工会連合会	0852-21-0651
(財)室蘭テクノセンター	0143-45-1188	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028	岡山県商工会連合会	086-224-4341
(株)旭川産業高度化センター	0166-68-2832	(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888	広島県商工会連合会	082-247-2202
(社)北見工業技術センター運営協会	0157-31-2705	静岡県商工会連合会	054-255-9811	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(財)十勝圏振興機構	0155-38-8850	(財)あいのち産業振興機構	052-231-6168	(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財)釧路根室圏産業技術振興センター	0154-55-5121	(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1096	(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
(財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4076	(財)三重県産業支援センター	059-228-3321	(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(財)いわて産業振興センター	019-631-3826	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5601	(財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(財)あきだ企業活性化センター	018-860-5610	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-6291	福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
(財)山形県企業振興公社	023-647-0664	(財)ふくい産業支援センター	0776-67-7417	佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
福島県中小企業団体中央会	024-536-1268	(財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1412	長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339	(財)京都産業21	076-315-9425	熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2601	(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8313	(財)大分県産業創造機構	097-537-2424
(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503	(財)大阪産業振興機構	06-6947-4375	(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2901	(財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8149	(財)かごしま産業支援センター	099-219-1273
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881	(財)わかやま産業振興財団	073-432-3227		
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6777		0710. 20000

パスポート掲示等のお願い

外国人の方の宿泊に際しましては、パスポートのご呈示及びコピーを取らせていただいております。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

May We See Your Passport?

Japanese law requires that we ask every foreign guest to present their passport, a photocopy of which we will keep on file during their stay with us. We regret any inconvenience this may cause, and ask for your understanding and cooperation.

여권 제시등에 관한 부탁 말씀

외국인 고객께서 숙박하실 때에는 여권을 제시하셔서 여권을 복사할 수 있도록 협조하여 주시기 바랍니다.

請旅客出示護照等文件

外國旅客於住宿時，請出示護照並讓住宿設施影印副本。

敬請通力合作。不便之處，敬請原諒。

旅館業法施行規則の一部を改正する省令(6ページに関連記事)が施行されています。宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、パスポートの掲示を求めるとともに、パスポートの写しを宿泊名簿とともに保存することになっています。必要な場合は左の「パスポート掲示等のお願い」を示してください。また、問い合わせ(苦情)があったときは右の「対処用」をご使用ください。

日本政府は法令により、2005年4月1日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの提示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Effective April 1, 2005, Japanese legislation makes it mandatory that you, as a "non-resident foreign guest," present your passport and have it photocopied as well as having your nationality and passport number, in addition to conventional information such as full name, address, occupation, etc. entered on the registration form. Your understanding and cooperation are appreciated.

일본 정부는 법령에 의거하여, 2005년 4월 1일부터 '일本国내에 거주하지 않는 외국인' 손님이 숙박하실 때에는 *성명 *주소 *직업등과 함께 *국적 및 *여권번호를 기록하고, 여권의 제시 및 복사를 의무화하였습니다.

여러분의 많은 이해와 협조를 부탁드립니다.

日本政府依據法令要求自2005年4月1日起
「在日本國內沒有住址的外國人」於住宿時，
除了*姓名*住址*職業等之外，還必須填寫
*國籍及護照號碼，並出示護照，讓住宿設施影印副本。
敬請通力合作。不便之處，敬請原諒。